

世界と戦えるスタートアップエコシステムへの 進化に向けて課題と政策の方向性

2022年10月
経済産業省

世界と戦えるスタートアップエコシステムへの進化に向けて経産省で検討中の施策①：人材

プレシード・シード

アーリー

ミドル

レイター

人材

① 起業家等の不足

- ・ グローバル人材、テック分野の起業家、投資家の育成が課題
- ➡ 優れたアイデア・技術を持つ未踏人材の発掘・育成事業の拡大、NEDO・産総研等におけるIT分野以外への横展開を含め、年間70人から5年後には500人規模に拡大
- ➡ 優秀な起業家・投資家人材、学生等を選抜し、5年間で1000人規模でシリコンバレー、ボストン、ニューヨークなど海外での武者修行に派遣するとともに、日本のビジネス拠点を新設

② 成長を支える人材の不足

- ・ 日本型雇用システム等がネックとなり、大企業からスタートアップへの人材流動が十分進んでいない
- ・ 手元資金が乏しいスタートアップにとって優秀な人材を獲得するためにストックオプションによるインセンティブ付与は重要。ストックオプションの活用は進んでいるが、IPOまでの期間長期化といった実態と合わない面も生じている
- ➡ 労働移動の円滑化や兼業・副業の促進などで、大企業の優秀な人材のスタートアップへの流入を促す
- ➡ ストックオプション税制の権利行使期限の延長などの見直しを行い、スタートアップ企業による人材獲得が行いやすくする環境を整備

世界と戦えるスタートアップエコシステムへの進化に向けて経産省で検討中の施策②：資金

プレシード・シード

アーリー

ミドル

レイト

資金

3 創業時の資金不足

- ・ 創業融資時の個人保証が起業促進上の課題
- ・ 事業化前のテック分野への投資は限定的

- ➔ 創業5年以内について、
 - ① 個人保証を徴求しない信用保証制度の創設
 - ② 日本政策金融公庫が行う貸付けに経営者保証を求めない要件を設定
- ➔ 株式を売却してスタートアップに再投資する場合における優遇税制を措置
- ➔ NEDOによる事業化に向けた研究開発資金をVCと協調して助成する支援を抜本拡充（補助上限や支援内容の拡大等）

4 成長を支える資金不足

- ・ 日本のスタートアップ投資は伸びているが米国との差は大きく、資金の絶対量が不足
- ・ 民間VCの運用期間と研究開発に取り組むスタートアップと期間の目線が合ず、投資は限定的

- ➔ JICの運用期限を大幅に延長し、これまでよりも規模の大きいファンドを立ち上げるとともに、資金が限定的な事業化前段階やディープテック分野等に対するリスクマネー供給を強化
- ➔ AMEDによる創薬ベンチャーに対するVCと協調した助成制度について、支援対象を創薬分野全般に広げる方向で強化
- ➔ NEDOによる事業化に向けた研究開発資金をVCと協調して助成する支援を抜本拡充（補助上限や支援内容の拡大等）（再掲）

5 流動性・出口戦略の不足

- ・ 米国と比べるとユニコーンの数や規模が小さい。未上場株のセカンダリー投資の不在やIPOに偏った出口戦略により、小さくIPOする事例が多く、大規模に成長する経路が不足

- ➔ JICのセカンダリーファンドへの新たな出資を通じたセカンダリー市場の活性化
- ➔ 出口戦略の多様化のため、オープンイノベーション促進税制について、既存発行株式に対する投資も対象とし得る制度の措置

世界と戦えるスタートアップエコシステムへの進化に向けて経産省で検討中の施策③：事業

プレシード・シード

アーリー

ミドル

レイター

6 研究成果が製品化しない

- 大学発スタートアップは増加しているが設立数は米国の約1/4であり、ディープテック分野の掘り起こしが課題

→ 大学の技術シーズと外部からの経営人材のマッチング支援事業やインキュベーション施設等の整備を進め、技術シーズの事業化と大学発ベンチャー創出を加速

7 需要の創出が不十分

- スタートアップの実績作りとして重要な政府調達について、分野を問わず進んでいない

→ 調達に向けた研究開発支援(SBIR)を抜本拡充するなど、国や自治体によるスタートアップ調達が進む仕組みを構築

8 事業がスケールしない (国内に閉じた事業展開)

- 国内で活躍するスタートアップは増えてきているが、スタートアップ・投資家のグローバル展開の意識・スキル、ネットワークが不十分であり、ロールモデルとなる世界レベルのスタートアップの創出ができていない

→ JICや中小機構による国内外ベンチャーキャピタルへの出資を拡大する中で、海外からの投資を呼び込む

→ VCと協調した助成制度を海外VCにも解放するとともに、海外有名VC等に国内スタートアップを紹介・マッチングする事業を展開

→ スタートアップの海外進出時に経営者自身が海外赴任する際、自身のスタートアップの株券を担保として提供しなくても、担保提供を可能にするための所要の措置

事業